

公益社団法人 日田玖珠法人会



ひた
くす
このえ

平成28年

12.1

第29号

●編集・発行 (公社)日田玖珠法人会

日田市三本松2-2-16 日田商工会館
TEL 0973-23-7305 FAX 0973-23-8028

玖珠支部/玖珠町商工会内 TEL0973-72-1211
九重支部/九重町商工会内 TEL0973-76-2424



九重森林公園スキー場

九重森林公園スキー場は、広さ約10haのゲレンデに、総延長2,500mの5つのスキーコースとスノーボード用のボードパークを有している。

1996年(平成8年)12月にオープンした九州では最大のスキー場である。

また、大分県内では、唯一のスキー場であり、ゲレンデからは、九重連山や阿蘇山の眺望が楽しめる。

4月から11月の期間は、九重森林公園として営業しており、5月には、シャクナゲ、6月には、ミヤマキリシマ等の花々が咲き誇る。



平成28年度

日田玖珠法人会定時総会

(公社) 日田玖珠法人会・

第28回定時総会は、去る5月31日午後3時からマリエールオークバインにおいて、嵩原日田税務署長、吉富大分県日田県税事務所長ほか、多数のご来賓をお迎えして開催されました。

功勞者表彰の紹介及び来賓祝辞のあと、議事では平成27年度事業・平成28年度事業計

画及び予算の報告の後、審議事項の平成27年度決算(財務諸表)及び役員を選任の件について、原案どおり、可決・承認されました。

また、総会後の記念講演会では、医学博士で、福岡大学名誉教授の今永一成氏が、「今、求められている中濱(ジョン) 万次郎の精神」と題して講演されました。

功勞者表彰

○全国法人会総連合の会長表彰

(永年勤続役員功勞者)
副会長 吉武 勝 広氏

○日田玖珠法人会の会長表彰

(退任役員特別功勞者)
前副会長 森 昌 哉氏

(会員増強功勞者)
役員 5名
受託会社 2社



会長挨拶



記念講演会



定時総会



功勞者表彰

全法連

第33回「法人会全国大会」長崎で開催

法人会全国大会が、平成28年10月20日（木）、長崎市の長崎ブリックホールにおいて、全国から約一八〇〇人が集まって開催されました。第一部は、長崎総合科学大学教授、ブライアン・パークガフ二氏が、「地方が生き残るために」長崎その歴史その魅力その未来」をテーマに記念講演が行われました。

第二部の大会式典は、迫田国税庁長官・中村長崎県知事をはじめ、多くの来賓をお迎えし、会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進の三部門の表彰、税制委員長による税制改正の提言の報告、昨年の「青年の集い」において、最優秀賞を受賞した青年部会による租税教育活動の発表もあり、最後に、大会宣言を採択して終了しました。

部門ごとの表彰の中では、私ども、（公社）日田玖珠法人会が福利厚生制度推進表彰を受賞しました。

平成29年度 税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業継承は重要な課題。本格的な事業継承税制の創設を！



税制改正提言



パネルディスカッション

大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に、昨年、新たな理念を制定し、「税のオビニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」等、税を中心とする活動を積極的に展開し、引き続き広く社会へ貢献していくとした。

現在、わが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、このところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いている。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっている。

こうしたなか、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取り組みの強化が必要となっている。また、国家的課題である財政健全化については、消費税の税率引き上げが再延期されることを踏まえ、歳出・歳入一体による強固な改革工程を改めて策定し、明確な道筋を示す必要がある。

法人会は、これまで法人実効税率の引き下げを提言してきたが、平成28年度税制改正により「法人実効税率20%台」が実現し、大きな前進が図られてきたところである。しかしながら、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成29年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ長崎の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成28年10月20日

全国法人会総連合全国大会

ごあいさつ



日田税務署長
水上 秀之

本年7月の定期人事異動で日田税務署長を拝命いたしました水上です。

私自身、日田税務署勤務は2度目で、「水郷」「天領」「小京都」など様々な歴史と文化にあふれたこの地において再び勤務できることを大変光栄に感じております。

どうぞよろしくお願いいたします。まず、今年4月に熊本から大分県にかけて発生しました地震により、被害を受けられた皆様方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

さて、公益社団法人日田玖珠法人会の皆様方には、日ごろから税務行政全般にわたりまして、深い御理解と格別の御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、その理念の下に税のオピニオンリーダーとして税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、研修会等の啓発活動を展開されるのみならず、社会福祉事業への貢献を目的としたチャリティーゴルフ大会の開催、小学校新入生に対する防犯ベルの寄贈を行っております。特に、青年部会・女性部会が中心となり租税教室、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の募集などの租税教育活動、地域に密着した社会貢献活動に積極的に取り組んでおられ、角会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の多大な御尽力に心から敬意を表する次第であります。

現在、法人会で実施されております、自主点検チェックシートを活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」につきましまして、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務を適正かつ円滑に実現する」事に繋がるものであり、国税庁としても積極的に後援させていただきます。

ところで、皆様御承知のとおり、社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」が導入され、

今年の1月から申告書や法定調書等の税務関係書類にも、番号を記載していただいております。また来年1月からは、各種申告書や法定調書への個人番号及び法人番号の記載が本格化します。

この制度の円滑な定着に向けて、積極的に周知・広報を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、電子申告・納税システム（e-Tax）の利用推進に関しましては、従来から皆様より御理解と御協力をいただいておりますことに御礼申し上げますとともに引き続き、e-Taxでの申告及びダイヤレクト納付の利用普及に更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人日田玖珠法人会のみならずの御発展と、会員の皆様方の御健勝、会員企業の一層の御繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



税務署
異動のお知らせ

(平成28年7月10日付)

区分 役職名	入 転		出 転	
	氏 名	旧 役 職	氏 名	新 役 職
署 長	水上 秀之	熊本国税局 厚生課課長	嵩原 安伸	熊本国税局 資産税課課長
総 務 課 長	服部 裕昭	臼杵税務署 総務課課長	穴井 宏典	玉名税務署 総務課課長
総 務 係 長	田崎 欽也	(留任)		
管理運営・徴収統括官	西田 拓也	熊本西税務署 徴収第1部門 上席徴収官	久保 哲男	中津税務署 管理運営・徴収部門 統括徴収官
個人1統括官	志水 浩	(留任)		
個人2統括官	小野光一郎	熊本国税局 総務課総務第3係 係長	藤澤 美幸	熊本国税局 税務相談官
法人統括官	甲斐 重清	宮崎税務署 法人課第6部門 統括調査官	豊田 憲昭	熊本西税務署 法人課第2部門 統括調査官

第50回 中学生の「税についての作文」

納税貯蓄組合と国税庁は、(財)日本税務協会、(財)大蔵財務協会及び日本税理士会連合会の後援を得て、毎年中学生のみなさんから「税についての作文」を募集しています。

本年度もたくさんの方の応募があり、日田玖珠管内では、7校、281編の応募がありました。優秀作品1編を紹介いたします。

入賞者紹介(敬称略)

大分県知事賞

三隈中学校 3年 高橋 大智

日田税務署長賞

三隈中学校 3年 岩下野乃花
玖珠中学校 3年 帆足 真尋

日田玖珠納税貯蓄組合連合会

北部中学校 3年 山下 仁
大山中学校 3年 矢羽田喬介

日田玖珠地区税務連絡協議会

三隈中学校 3年 竹藤 龍祐
三隈中学校 3年 宮崎 椋子
東有田中学校 3年 横山 萌
玖珠中学校 3年 衛藤 史弥
北山田中学校 3年 梅木菜々子

日田玖珠地区租税教育推進協議会

三隈中学校 3年 木下 華凜
前津江中学校 3年 佐藤 彩可
北山田中学校 3年 秋好 正平

大分県知事賞

みんなが必要なもの

三隈中学校 3年 高橋 大智

私にはイギリス人の伯父がいます。イギリスは消費税が二十パーセント課せられていて、それを初めて聞いたときは、びっくりしました。そして気になったので、生活は大変ではないか尋ねてみました。

すると彼は、こう答えました。

「僕たちはトマトを買うとき、それが必要だからお金を払って買うよね。それと同じで、みんなが必要なものを買うために、皆でお金を出さなきゃ」

イギリスの税率は高いのですが、イギリス人には、日本人のように税に対する抵抗がありません。私の伯父は、「万が一、車に衝突し

て川に財布を落としても、病院に行くから安心さ」と笑いを交えて言っていました。

私は、皆に必要なものだから、皆でお金を出す、というところに大きな同意を感じます。

そして、社会の授業で、税は収入の多い人や少ない人などを考慮されて、できるだけ平等に、皆が払うようになると思います。そして、毎日のように私達に勉強を教えてくれる先生や、私達の安全を守ってくれる警察官や消防士の方々は、私達が税を払わなければ生きていけません。私達が当たり前に使っている道路は、税によって整備されています。

道路を使ったことがない人はいないと思います。私達全員が使っているものの代金として、私達全員のために働いてくれる人への給料として、私達全員で払わなければならないのです。

ではなぜ、私達日本人は、税率を引き上げることに対して、嫌悪感を抱いてしまうのでしょうか。

イギリス人と日本人の違いは、自分が税を払っただけの恩恵を感じることができているかどうかだと思

います。私の伯父は、私が税について尋ねると、受けた恩恵を話し、だから、高くなんかないと言っていました。日本人の考え方は、少し特徴的なものがあります。そのため、イギリス人のように、ということは難しいかもしれません。ですが、私達中学生は一日で税の恩恵を感じる事ができています。それは教育です。

税によって、便利な社会が創り上げられます。イギリスを見れば、火を見るより明らかです。そして、その便利な社会をつくるには税の恩恵を感じさせる教育が必要です。私は社会がもっと便利になることを望みます。今まで通り、全員で、できるだけ平等に税を払うなら、構いません。税は、私達全員のために、必用なものですから。



源泉徴収事務・法定調書 マイナンバー制度 作成事務における

マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー(個人番号)や法人番号を取り扱うこととなります。

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。



マイナンバーの提供における本人確認

① 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、マイナンバーの確認と身元確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

例1 マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証[※]など(身元確認)

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。

② 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります(郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります)。

マイナンバー・特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

1
取得

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができます。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

トラブルが多発しています！！

事業者はマイナンバーの提供を求めるに当たり、マイナンバーの利用目的を特定し、従業員や顧客に明示しなければなりません。

2
利用・提供

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に従業員や顧客本人の同意があってもできません。

3
保管・廃棄

(1) 保管

特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票等作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

(2) 廃棄

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

例：給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、7年間保管することとされており、その間は特定個人情報の保管ができますが、その後はできるだけ速やかにマイナンバーを廃棄又は削除する必要があります。

4
安全管理措置

マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：組織的・人的安全管理措置

例：物理的・技術的安全管理措置

マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱わないようにする。特定個人情報が記載された書類を、施設可能な態に保管する。マイナンバーを取り扱う担当者以外の人には、情報にアクセスできない措置を講じる。

★ 特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要となります。

このパンフレットの内容は、平成28年7月末現在の法令に基づいて作成しています。

